

司法試験法第四条第一項第四号の規定により司法試験第一次試験を免除される者に関する規則第十五号の規定に基づく司法試験管理委員会が定める単位を修得した者（平成4年司法試験管理委員会告示第1号）

- 一 次の要件を満たす三十二単位以上を修得した者。ただし、次の要件を満たす修得単位の合計が三十二単位に満たない場合は、その余の必要単位のうち八単位までは司法試験第二次試験の科目以外の法学科目をもって充てることができる。
 - 1 外国語科目四単位以上十六単位以内
 - 2 法学以外の分野の科目（保健体育科目を除く。）十六単位以上
- 二 前号に定めるもののほか、外国語科目を設置せず、又は一定の要件の下に外国語科目の単位の修得を免除するなど、やむを得ない事情によって当該大学からの出願者が前号の要件を満たすことができない場合において、当該出願者が前号の要件を満たす単位を修得した者と同等以上の教養と一般的学力を有するものと司法試験管理委員会が認めるに足りる単位を修得した者